

「保育要領」批判

小川正通

次第である。

さて本書全體を一貫している保育原理としては、自由主義、個性主義、生活主義（體驗主義）創造主義、科學主義等の新保育原理が敷えられるのであるが、更に具體的には、それ等の原理を背景にして、幼児の發達特質、生活環境、健康、自立の習慣と責任感等を重視したこと、幼児の一日の生活の輪廓を示すと共に幼児の保育内容を定めたこと、保育施設と家庭、小學校及び社會との關係も論じたこと等が、本書の長所として、一應擧げられると考へる。然し私は、本書の根本思想中の或るものに對し、保育理論としても亦保育實踐の反省としても、相當疑問を懷かざるを得ないことを残念に思うのである。従つて大膽にそれらの問題を提出、批判を加え、先登各位の御教示を乞ふ次第である。

二

(一) 所謂自由主義保育、個性主義保育について

從來の幼稚園保育も、決して自由主義、個性主義と無縁のものではなく、或る意味でそれは本來自由主義的・民主的

この春、「幼児教育の手引」という副題を有つて、文部省の試案として公にされた「保育要領」は、保育界にとつて、少くとも三重の、而も劃期的な意義を有していると考へる。その一は、先に學校教育法並に同施行規則によつて、新制幼稚園の地位、目的、目標、組織等が定められながらも、なお十分明らかでなかつた新保育の具體的指針、内容、方法等の基準がここに示されたことである。その二は、幼児教育の重要性を一般社會が漸く認識して來たことを反映して、當局がわが國の幼稚園創設以來、殆ど前例のない保育の基準を全幼稚園教員に提供したことであり、その三は、更に幼稚園教員のみを對象とせず、保育所保母にも、更に母親にも役立つよう本書を編集していることである。

本書は、フェファナン女史をはじめ、文部厚生兩省の關係官及び幼児教育の専門家が、約一年に亙つて共同研究した成果であると聞くが、この出版を契機として、全國の保育實踐への情熱とみに昇めたことを思い、深く感謝の意を表する

神の所産であつたともいい得るであろう。幼稚園は元來幼兒の樂園である。然るにわが國幼稚園の惡條件（幼兒數過多、教員數不足、施設不足、設備、遊具等の不備等）と事變・戰爭以來の統制主義的、全體主義的傾向とに壓迫されて、保育本來の精神から逸脱して、ややもすれば一齊一律の保育又は設定保育にだし、幼兒一人一人の自發活動、興味、個性等を多少輕視して、自由に遠ざかつた保育であつたことも、或は事實といわなければなりません。

かような弊にかんがみ、本書は、幼兒の自由活動の又は個性伸長の「機會を與える」とか、「なるべく」とか、「できる限り」とかやや控え目の表現を用いながらも、全體としては、相當思いきつた自由主義、個性主義を標榜しているように思える、即ち「どの子供もみんないっせいに同じことをする」というのは望ましくないことではない」といひきつてゐるし、その説明においても、子供の個性を強調して、一定のわくにはめこむことや幼兒を一室に集め、一律に同じことをさせる保育を望ましくないと拒否し、又例へば遊戯の振りつけも、子供に創作させたらといつてゐる。

以上のような要望、それは確かに幼児教育の一つの考え方であり、又從來の保育への反省でもあるのだから、出来るだけ幼兒にも自由を與えるよう又その興味と自己活動を重んじ、楽しい幼稚園であるよう新保育の發足に當つて、その方向への研究を促進せねばならぬと考へる。然し私は、現代的幼兒觀、幼兒における自由並に個性の眞義及び集團生活とし

ての幼稚園保育としての立場から、本書は、やや一面觀に陥つてゐる傾きがあるのではないかと思ふのである。

もとより幼兒は小さな大人でなく、尊重さるべき幼兒獨自の世界を有しているが、又大人になる存在である。従つて單なる子供中心主義には、大人の感傷であり、ひいて教育の放棄となる危険性が藏されている。幼兒の世界と大人の世界とは、あるいは非連續の連続ともいい得るであろう。又單なる個人とは、概念に過ぎず、人間は社會的個人である。かくて幼兒も幼兒なりに今も社會の一員であり、將來は今日より立派な民主的社會を構成すべき任務を有つ一員なのであるから、幼兒も社會的な存在として即ち「社會の子」と考へねばならない。子供を子供として考へることと社會の子と考へることが、兩立し矛盾しない幼兒觀こそ、正しい子供の見方と思ふが、かような見地から本書に説く自由主義保育、個人主義保育は、やや古い考え方に陥つてゐるではありませんまいか。

次に個性について述べるが、個人主義は、屢々個性主義に連るのである。個性とは、素質と環境との不可分的二要素の輻合體であり、可能態としての素質と環境とによつて、現實態に發展するものである。個性を固定的に考へず、いわば自然的個性から、理想は個性への發展と見るとき、兒童期でも、個性の發現期としかいえず、況んや幼兒期の個性とは、その萌芽に過ぎないといへるのである。然るに本書で説く個性には、個性を固定的、完成的に考へてゐる傾きが濃く、

個性を目的としての保育のにおいすら感ぜられるのである。幼児期においては、せいぜい方法としての、それも個性の萌芽即應の保育であるべきであろう。そうでなければ本書の別のところで、求めている多方興味の調和的な子供を作ることとも、矛盾して来ると思う。

更に後述の集團生活としての幼稚園保育の意義からいっても、本書の思想に對して、疑問を有するものである。

以上の結論として、私は正しい意味での一律保育或は設定保育は、クラスを解體した自由な保育或はグループ保育と共に幼稚園において、やはり必要であると思うのである。従つて先に述べた「どの子供もみんないつせいに同じことをするというのは望ましいことではない」という文中に、私は「いつせいに」の前に「いつも」と挿入する方が正しいと考へてゐる。

三

(一) 集團生活としての幼稚園保育について

幼稚園は、幼児の集團生活として、家庭とは又別の意味を有している。本書においても、「幼稚園は、學校生活集團生活に幼児を適應させるように導いて……」とか、「集團生活の經驗を與えるところに幼稚園や保育所の價值がある」とか述べているのである。更に幼児期から自立の習慣と責任感の養成に力むべきことと相互の權利を尊重し、お互の立場を認め合うことによつても、社會生活の基礎として、必要である

といふ、又「子供どうしの自由な結合からは、友愛と協力が生れる」として、遊びや音楽と關連させて、協同の精神態度を養うべきことにも、論及している。然しながら幼稚園の第二目標である「國內において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」に照し考へるとき、本書は、なおこの方面の解説において、具體的に十分述べていけないといへるのである。まずまいか。

幼稚園は、單なる家庭の延長ではない。血縁的協同生活集團としての家庭と、ほぼ同年齢の幼児の、而も地域的協同生活集團としての幼稚園とを比較するに、たとい教員が、幼児の父母のように親身の世話をしてゐるとしても、兩者は、可成違つた性質を有していると思う。従つて私は、幼稚園が學校教育法によつて、學校系統中の一に數えられるに至つた所にも、當然であると考へるのである。そして幼児にとつては、かかる意味の集團生活・協同生活は、初めての體驗である。そしてこの集團生活の體驗の中に、自然に幼児の未發達な社會性は、陶冶され、集團生活の秩序に順應し得るようになり、ひいては小學校教育の根柢にも、培い得るものと思ふのである。又人間の性格の基本的な型が大體決まるのは、五、六歳だといわれている。かような見地から、幼稚園保育の中に、幼児の反集團的性情を是正し、樂しく仲よく協同して遊びながら園舎、遊具等を大切にすることや、遊具等の共同交替使用、整理整頓、片付け、清潔、規律、挨拶等の相互生

活の躰を次第に身につけるように指導すべきであろう。而もかような集團的生活の中に、集團の力によつて、その生活に必要な習慣は、勿論のこと、本來家庭において養われるべき習慣さえ、比較的 naturally 養われるものである。もとよりそれ等は、命令や強制によらず、喜び進んで行われるよう次第に誘導せらるべきである。

いづれにしても、かような點について、本書が十分論及していないことは、残念だが、この不備を來した所以のものも、私は結局幼兒一人一人を即ち個人の側面のみ重點を置いて考えすぎたためではあるまいかと思うのである。更に根本においては、幼稚園教育の必要性について、ふれながら、それが徹底していかないからなのであらう。

四

(三) 幼兒の保育内容『楽しい幼兒』の經驗について
従來の學科目的色彩の強かつた保育項目を否定して、楽しい幼兒の經驗という副題をもつた幼兒の保育内容を定めたことについては、賛成である。本書において、幼兒の保育内容のため本文の 1-3 を提供していることによつても、その重要性がうかがわれる。そして (一) 見學 (二) リズム (三) 休息 (四) 自由遊び、以下 (十二) 年中行事、までを楽しい希望すべき幼兒の經驗として、掲げているが、この幼兒の保育内容は、學校教育法において、幼稚園の目的とこの目的實現のため達成すべき目標 (五) とに従つて文部省が定めるこ

とに決つてゐる。然し又目標とは、目的と對應する保育内容の輪廓を明らかにするものと考へて見るとき、保育内容は、目標から演繹されるべきでなく、幼兒の幾多の經驗の中から、楽しい希望すべき經驗が、結局目標へ達するよう歸納されるべきである。この點については、本書のとつてゐる考へ方が正しいと思ふが、然し幼稚園保育の内容としては、見學・リズム・休息・自由遊びの如き排列法が、果して正しいかどうか問題と思ふし、又そこに使用されている字句の中にも、再検討を要するものがあるであらう。

五

更に二、三の希望の意見を申し添える事とする、(1) 幼稚園の教員や保育所保育母が、社會教育的活動をも、その一任務とするよう説いてゐることには、賛成であるが、保育施設の外での活動のみを強調し、己が保育施設そのものの社會教育的活用的一面には、殆どふれていないことである。(2) 幼兒の集團生活に當然必要となつてくる團體的訓練即ち集會、交通訓練、待避訓練地震や火災等の場合等にも論及すべきと思ふ。(3) 本書の修正版においても、なお字句が十分整理されず、又ミスプリントも、そのままになつてゐることも残念である。
以上「保育要領」について、卒直に批判し、私見を述べさせていたただ次第である。要するに本書に對して、私も一應敬意を拂うのだが、他方、保育理論としても亦實踐の反省とても、なお究明されるべきものが、少なから (五四頁(續))

の上に母性を壓しつけていた壓迫が取りのぞかれた、解放された女性は三五%も聲を大きくして子供は嫌いであると叫んでいるのである。母性は本能ではなく、これは教育の結果であるかも知れない事が暗示されている。

第二の種類のは全く中性的なもので保母に興味の持てないもので約七%ある。第三の種類のは消極的な理由で、積極的に保母になりたくないと云うよりも保育者としての資格が自らにないと考える内向的な性格でめぐる。これが保母になりたくない者の約五十%を占めている。この内容を示せば性格が向かぬ、自信ない、取扱いが下手、體が續かない、忍耐力がない、自分の人格が出来ていない等である。これらの種類に屬するものは、第一や第二の種類のに屬するものと異つて、指導し、激勵することによつて、保母志望にも向わしめる事の可能性あるものである。潜在的或は可能的保母志望者とも呼ぶことが出来るか、かくて保母になつてもよいと云うもの二〇%（保母になりたくない者八〇%の中可能的保母志望者五〇%、それ故可能的保母志望者は全體の四〇%）を合せて全體の六〇%は指導よろしきを得れば保母になし得る人達という甚だ保母養成の爲には樂觀すべき數値を示している。

次に幼稚園保母と保育所保母とどちらを擇ぶかと聞いたのに對し、幼稚園保母を擇ぶもの約廿八%、保育所保母約八%（他は無記）となつて幼稚園保母の方に多くの希望のある事を示している。

では幼稚園なり、保育所なりを擇んだ理由は何であるか、

先ず幼稚園を擇んだ理由を調べて見るに、扱い易い(六五%)設備がよい(廿七%)、教育的(八%)となり、大體に於て幼稚園の方が樂であるために擇ばれており、幼稚園がその第一の特徴として誇つてゐる教育的であるということを、その理由としてあげているものが八%しかない事は心細い限りである。

これに對し、保育所を擇んだ者の、理由は、小さい子供に興味がある(二六%)、階級が異り興味がある(一八%)、社會奉仕の爲(一八%)、仕事にしがいがいい(一八%)、貧しい子にながさめたい(一五%)等となり、保育所の子供の方が取扱ひに困難な事は充分承知の上で、さればこそその仕事はやりがいがあるといさみ進まんとする氣迫が見えて、一層たのしい人達であると言えようか。それだけに、これ等の人達が現實に保育所に進んだ時そこに待ちもっている現實を考えて、保育所全般について一層の改善を望むものである。

(この調査は昭和二十三年二月に都市、田舎の舊制女學校八校の五年生四六六名についての調査したものである。)

(三五頁より) ずあることを痛感している。われわれの共同研究によつて、一層完備充實した「保育要領」にしたいと念願するものである。

(昭三三・一一・二二)